

# 税制と インセンティブ2026 オランダ

INVEST IN  
Holland



# 目次

● 法人税率：19% / 25.8%	4
● イノベーション ボックス：実効税率 9%	4
● 資本参加免税：二重課税の防止	5
● 連結納税制度：グループ内の納税の統合	5
● 欠損金：繰り戻し 1 年、繰越し無制限	5
● ルーリングプラクティス：事前に税務状況を把握できる確実性	6
● 研究開発税額控除制度（WBSO）：研究開発投資を奨励	6
● MIA と Vamil：環境配慮型投資のための税控除措置	7
● EIA：持続可能エネルギー関連の税控除措置	7
● 30%非課税措置：外国からの赴任者のための税制	7
● 広範な租税条約ネットワーク：二重課税の回避と源泉税の減税	8
● EU加盟国：EU指令のメリットを享受	8
● 租税条約に基づくオランダの配当税の源泉徴収免除	8
● 利子とロイヤルティに対するオランダの源泉税：原則免税	9
● VAT繰延べ制度：キャッシュフローに有利な効果	9
● オランダ税務局：オープンな環境と身近な存在	10
● オランダ税関局：実践的でプロアクティブな姿勢	10



# ようこそオランダへ

グローバル企業が欧州市場への進出先として注目する国、オランダ。その魅力を支える要因は多岐にわたりますが、とりわけ税制はオランダの投資環境を語る上で重要な要素の一つです。

オランダの税制は、国際情勢やEUの動向を踏まえつつ、国内の企業と外国企業との間の公平性を確保することを基本原則としています。資本参加免税、利子およびロイヤルティに対する源泉税の免税、さらに広範な租税条約ネットワークなどは、この原則を支える制度です。

欧州連合（EU）の加盟国であるオランダは、EUの法令による平準化の恩恵を受けています。EU加盟国としての義務に基づき、オランダは国際的な租税回避を防止するための各種EU指令を実施しています。これには、欧州租税回避防止指令（ATAD1およびATAD2）や、EU域内の多国籍企業グループおよび国内の大規模企業グループに対して世界的な最低課税水準の確保を目的とする「第2の柱（Pillar 2）」指令が含まれます。

本冊子では、立地要因にも触れながら、国際事業拠点の設置先としてオランダを検討する際に参考となるよう、主要な税制を取り上げ、その概要を紹介します。

## 本情報について

本冊子に含まれる情報は、一般的な情報提供を目的としたものです。正確性および適時性の確保に努めていますが、法令や税制度の改正により、掲載内容の一部が最新の情報でない場合があります。

発行: 2026年1月

オランダ進出から事業拡大まで  
日本企業を確かな知見で  
支援します





## 法人税率 19% / 25.8%

オランダの法人税は以下とおりです（2026年）：

- 課税対象額 20 万ユーロまで：19%
- 課税額が 20 万ユーロを超える場合：25.8%

自社開発の無形資産から生じる利益には特別な税率を選択できる場合があります。  
（イノベーションボックス）

## イノベーションボックス：実効税率 9%

企業は、自社開発した無形資産から得た利益をイノベーションボックスに計上するという選択をすることができます。これらの利益に対する実効法人税率は9%です。

イノベーションボックスの主な特徴：

- 適用認定を受けるために企業は、革新的な製品を開発するために必要となる研究開発活動について WBSO 証明書を取得する必要があります。同証明書は、研究開発税額控除制度（WBSO）の申請を正しく提出した企業だけが独占的に入手できるものです。大企業の場合は、WBSO 証明書に加え、特許（または係属中の出願）、植物育成者権（または係属中の出願）、新医薬品の販売許可などの、追加の法的保護が必要になります。
- 無形資産に配分できる利益のうち、その利益が開発費および発生した損失を上回る部分については、実効税率9%が適用されます。無形資産の開発費および無形資産の活用に伴う損失は、標準法人税率の課税対象額から控除可能です。
- 研究開発活動の大部分を関連会社に委託している企業は、イノベーションボックスに割り当てることができる収入額を制限される可能性があります。
- イノベーションボックスの申請は任意であり、法人税申告書への記載によって適用されます。

## 資本参加免除：二重課税の防止

- オランダ法人税制のなかでも重要な機能を果たす資本参加免除は、オランダに欧州本社機能が多数設立される理由でもあります。
- 資本参加免除によって親会社は、適格株式保有から生じる利益に対する法人税の支払いを、免除されます。これにより、同じ企業グループ内において利益が二重課税されることを防ぐことができます。利益には、現金配当、現物配当、ボーナス株式、隠れた利益配当、キャピタルゲイン（株式売却利益）が含まれます。
- 資本参加免除は、5%以上の株式保有にのみ適用されます。ただし株式保有が非適格なポートフォリオ投資として保有されていないことを条件とします。

## 連結納税制度：グループ内の税金の統合

オランダ居住法人（またはオランダ国内にある外国企業の恒久的施設）のグループ企業は、連結グループとして、その取り扱いを合同で申請することができます。これによりグループ内のオランダにおける事業活動が税務上連結し、ひとつの法人税申告が可能になります。

この制度の主な特徴：

- グループ内で、ある企業の損失と別の企業の利益を相殺することができます。
- グループ内企業間の資産移転に法人税がかかりません。
- グループ内企業間取引についても、大部分が免税となります。

## 欠損金：繰戻し1年、繰越し無期限

- 2022年1月1日以降、欠損金は1年間繰り戻しと、無期限での繰越しが可能になりました。ただし、年間の損失補填額は100万ユーロまで、100万ユーロを超える課税対象利益の50%に制限されます。残りの欠損金は、その後利益が出た年に補填することができます。
- これらの規則は、2022年1月1日以降に発生したすべての欠損金に適用され、すべての欠損金の規則はその日付に応じた規定が適用されます。





## ルーリングプラクティス： 事前に税務状況を把握できる確実性

- 事前税務裁定（ATR）や事前価格合意（APA）を取得できる点は、オランダの税務投資環境における税制上の重要な特徴です。オランダの税務裁定政策は、国内外で事業を行う企業に対し、納税申告がまだ行われていない将来の課税年度について、税務上の取り扱いに関する確実性を、最長5年間にわたり事前に提供することを目的としています。
- ATRは、国際的な企業グループ構造における取引の税務上の取り扱いについて合意する制度です。国際的な事業環境において計画されている取引、または複数の取引の組み合わせについて、その税務上の影響に関する確実性を、納税者が事前に得ることを可能にします。ATRは、特定の組織または企業の個別の状況において、オランダの税法および関連法令が、どのように適用されるかを明確にするものです。
- APAは、関連者間または同一企業・組織内の事業単位間において行われる、商品やサービスに係る国境を越えた取引について、独立企業間価格、またはその算定方法に関する確実性を、事前に納税者に提供する制度です。
- オランダ税務局には、ATRおよびAPAの案件を担当する専任の国際税務調査チームがあります。

## 研究開発税額控除制度（WBSO）： 研究開発投資を奨励

- 研究開発税額控除（WBSO）は、技術革新促進のために設計された政府の税制優遇制度です。企業の研究開発にかかる人件費やその他の経費、あるいは研究開発活動に関連する支出の一部を補償するものです。実質的には、企業の賃金税負担の軽減です。
- 賃金税の減額は基礎となる研究開発費および支出総額の最初の391,020ユーロまでは36%、391,020ユーロを超える分は支出の16%となります。
- スタートアップ企業の場合、研究開発費として支出された最初の391,020ユーロまでは税額控除は50%となります。
- WBSOは2種類のプロジェクト（開発プロジェクトと技術科学研究）をサポートします。
- WBSO申請は事前にオランダ企業庁（RVO）に提出する必要があります。承認された場合、RVOは承認されたプロジェクトと支給時間（および対象となる費用または支出）を明記したWBSO証明書を発行します。

## MIAとVamil： 環境配慮型投資のための税控除措置

- 環境投資控除（MIA）は、通常の投資税控除に加えて、企業が行う環境に配慮するための投資にかかる費用に対し、最大45%までの控除を認める制度です。
- 資産（またはプロジェクト）ごとの投資額は最低2,500ユーロである必要があります。各企業は年間最大2,500万ユーロの投資費用について税制優遇措置を受けることができます。
- 環境投資の任意償却（Vamil）は、適切な環境配慮型投資の投資費用の75%を一括償却（経費計上）することができる制度です。流動性と金利の両面で有利になります。投資費用の残り25%については、通常の投資償却規則に従います。
- MIAとVamilともに、投資した資産は、オランダ企業庁（RVO）によって毎年更新される「環境リスト」に掲載されている必要があります。
- MIAとVamilは組み合わせて利用することが可能です。

## EIA：持続可能エネルギー関連の税控除措置

- エネルギー投資控除（EIA）は、RVOが公表する「エネルギーリスト」に掲載された省エネルギー技術および持続可能なエネルギーへの投資を対象とする税制優遇制度です。この制度を利用する企業は、通常の減価償却に加えて、対象投資額の一定割合を追加的に控除ことができ、エネルギーコストの削減と税負担の軽減という二重のメリットを得ることができます。
- 1企業あたり年間最低2,500ユーロから、上限1億5,500万ユーロまでの投資が対象です。
- 企業は投資後3ヶ月以内にRVOに報告する必要があるため、RVOはEIA額を決定します。企業は確定申告でEIAを請求し、その後オランダ税務当局が確定申告に関する最終決定を下します。

## 30%非課税措置：外国からの赴任者のための税制

- 30%非課税措置は、雇用主が高度なスキルを持つ専門家（駐在員など）を外国からオランダへ派遣する際に、一時滞在に関連する追加費用を補填するため、一定基準のもと給与所得の最大30%を非課税控除として支給することができる優遇税制制度です。
- この制度は最長5年間利用可能です。減額はオランダでの過去の居住期間や就労期間によっても異なります。
- 非課税控除には上限が設定されており、2026年の最大限度額は78,600ユーロです。
- 2027年1月1日から、最大税率は30%から27%に引き下げられます。

30%非課税措置の適用条件：

- 赴任者が、オランダの労働市場において希少または入手困難とされる特定の専門知識を有していなければなりません。なお、当該専門性は、給与額が一定基準を超えている場合に満たされているものとみなされます。2026年の給与要件は以下のとおりです：
  - 最低年間総給与（グロス）48,013ユーロ（非課税手当は除く）
  - 低年間総給与（グロス）36,497ユーロ（修士号を取得した30歳未満の場合で非課税手当は除く）
  - 科学研究者、科学教育に携わる従業員、研修医には、最低年間総給与（グロス）の条件はなし
- 赴任者はオランダ国外から雇用（または任命）されている必要があります。また赴任開始前24カ月のうち少なくとも16カ月間は、オランダの国境から半径150kmを超えた外国に居住している必要があります。
- 雇用主はオランダの賃金税源泉徴収義務者でなければならず、オランダ税務局からこの税制の適用を正式に認められていなければなりません。

## 広範な租税条約ネットワーク： 二重課税の回避と源泉税の減税

- オランダは、EUの中で最も広範な租税条約ネットワークを有する国のひとつです。約100カ国との間で二重課税を回避しています。また配当、利子、およびロイヤルティに対する源泉税も減税もしくは免税となります（利子およびロイヤルティは多くの場合0%）。
- オランダが交渉し、締結したほとんどの租税条約は、経済協力開発機構（OECD）が発行するモデル草案に沿ったものです。
- 条約が適用されない場合でも、オランダは多くの場合において二重課税の軽減措置を講じています。

## EU加盟国：EU指令のメリットを享受

EU加盟国であるオランダは、次のようなEU指令のメリットを提供します。

- 親子会社指令：EU加盟国内で異なる国に拠点を置く親会社と子会社間の利益配分に関する税務上の障害を排除することを目的としています。
- 利子およびロイヤルティ指令：EU加盟国内で異なる国に拠点を置く関連会社間の、国境を越えた利子およびロイヤルティの支払いに対する源泉税は免除されます。

## 租税条約に基づくオランダの配当税の源泉徴収免除

- オランダ居住法人が分配する配当にかかる源泉税のオランダ法定税率は原則として15%です。ただし配当条項を含む租税条約を締結している国の適格法人株主に支払われる配当の場合には、オランダの配当源泉税が免除されます。
- 軽課税国やEUの税務面で非協力的な国・地域リストに掲載されている国の、関連受益者、および特定の税法違反の状況にある関連受益者への配当の場合、オランダの配当源泉税が課されます。

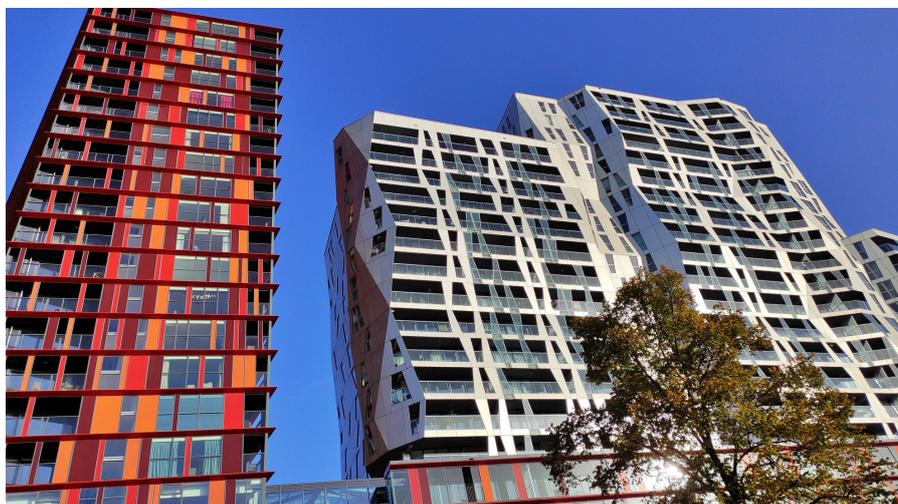


## 利子とロイヤルティに対するオランダの源泉税：原則免税

- オランダは、オランダに拠点を構える企業による利子とロイヤルティの支払いに対して、原則源泉税を課していません。さらに租税条約により、通常オランダに拠点を置く企業に支払われる、利子およびロイヤルティに対する外国の源泉税を軽減または廃止しています。
- オランダの利子およびロイヤルティに対する源泉税は、軽課税国（指定低税率管轄区域）や、税務面で非協力的な国・地域リストに掲載されている国の関連受益者、および特定の税法違反の状況にある関連受益者への配当にのみ課せられます。

## VAT繰延べ制度：キャッシュフローに有利な効果

- EUの流通拠点として特別な立ち位置にあるオランダは、VATの定期申告時まで、輸入VATの支払いを延期できる、VAT繰延べ制度を導入しています。
- このVAT繰延べ制度の適用により、輸入VATは定期申告時に申告と還付請求を同じ申告書上にて行うことができます。輸入時のVAT支払いと還付が、同時処理で相殺できるため、キャッシュフローへの負担を回避することができます。
- オランダ居住法人、またはオランダ国内に恒久的施設を有する外国法人は、輸入時にこの制度を申請することができます。恒久的施設を有しない外国企業は、税務代理人を任命することで、この制度の申請が可能です。



## オランダ税務局：オープンな環境と身近な存在

- オランダ税務局は、外国人投資家にとって、自身の個別の状況において税法がどのように適用されるかを事前に把握することが極めて重要であると認識しています。こうした認識のもと、外国人投資家に対する透明性と利便性を高めるため、オランダ税務局は「潜在的外国人投資家向け連絡窓口」を設置しています。この窓口は、国際税務確実性チーム（International Tax Certainty Team）と連携し、オランダにおける大規模投資計画に関する税務上の影響について、外国人投資家に対し事前の確実性を提供します。これにより、承認取得までに要する期間の短縮が図られます。なお、企業の所在地を管轄する税務調査官は、この窓口を通じて合意された内容に拘束されます。
- 広範な租税条約ネットワーク、事前の税務確実性を提供する制度、そしてオランダ税務局の協力的な対応により、オランダは、事業を行う企業にとって二重課税や国際税務紛争を回避しやすい環境にあります。一方、国際的な税務紛争が生じた場合でも、オランダ税務局は迅速な解決に向けて対応します。
- オランダ税務局は納税者に協力的で、信頼、透明性、相互理解に基づく関係強化を目指しています。

## オランダ税関局：実践的でプロアクティブな姿勢

- EU 域内に持ち込まれる物品は貨物到着の時点から EU 関税法の規定に従い税関の管理下に置かれます。税関当局は、企業活動において信頼できる政府パートナーの存在がいかに重要であるかを十分に認識しています。そのため、物品の輸出入に関して、最適な通関手続きが行えるよう、柔軟に相談に応じています。
- 国際貿易の促進と税関手続きの最適化に積極的に取り組むオランダ税関局の姿勢は、企業がオランダを輸入拠点として選ぶ要因の一つです。



The logo consists of a solid orange circle containing the text "INVEST IN" in a white, uppercase, sans-serif font, positioned above the word "Holland" in a larger, white, stylized font where the 'H' is significantly larger and more prominent.

INVEST IN  
**Holland**

Copyright © January 2026, Invest in Holland

[japan.investinholland.com](http://japan.investinholland.com)